

一管区水路通報第25号

令和6年7月5日

第一管区海上保安本部

第373項	北海道南岸	函館港	航行禁止
第374項	北海道南岸	函館港	救難訓練
第375項	北海道南岸	恵山岬東南東方	射撃訓練
第376項	北海道南岸	恵山岬東南東方	射撃訓練
第377項	北海道南岸	苫小牧港	海洋調査
第378項	北海道南岸	苫小牧港	シーバース灯一時休止
第379項	北海道南岸	浦河港	潜水作業
第380項	北海道南岸	釧路港	港湾施設調査
第381項	北海道南岸	釧路港	深淺測量
第382項	北海道東岸	知床岬付近	射撃訓練等
第383項	北海道北岸	宗谷岬南東方	水路測量
第384項	北海道西岸	稚内港	水路測量
第385項	北海道西岸	礼文島	魚礁設置作業
第386項	北海道西岸	利尻島	魚礁設置作業
第387項	北海道西岸	増毛港	魚礁存在
第388項	北海道西岸	石狩湾港及び付近	観測機器設置
第389項	北海道西岸	小樽港	掘下げ作業
第390項	北海道西岸	奥尻島	物揚場改良工事
第391項	北海道西岸	松前小島西方	魚礁設置作業等
第392項	本州東岸	尻屋埼東方	射撃訓練
第393項	本州北西岸	龍飛埼西南西方	射撃訓練

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)
TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則 として毎週1回又は随 時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL:<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

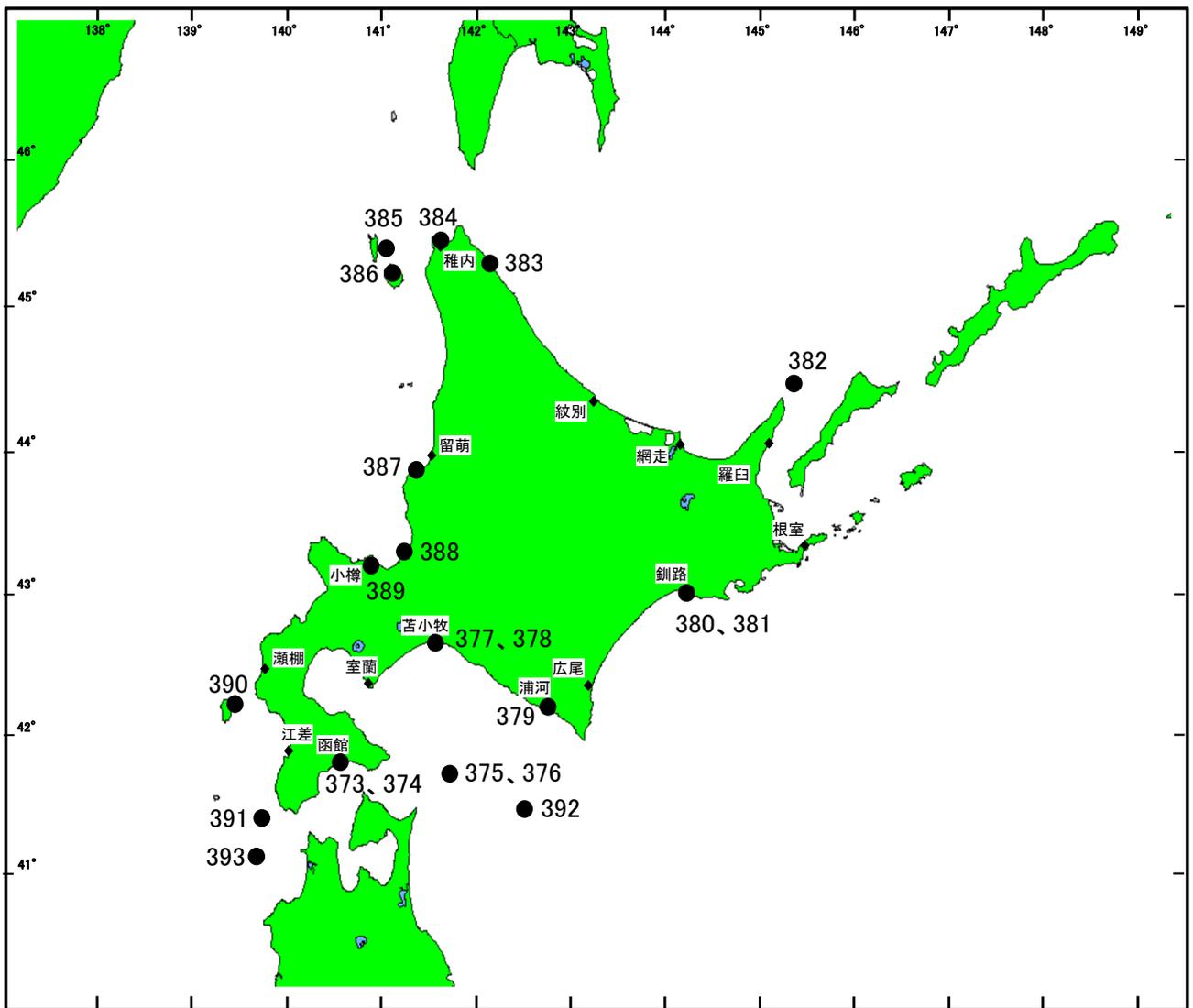
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

6年373項 北海道南岸 — 函館港、第1区 航行禁止

下記区域で、花火の打上げ実施に伴い、一般船舶の航行が禁止される。

期 間 令和6年7月14日(予備日 15日) 1930~2045 (花火打上げ終了まで)

区 域 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 41-46-27.0N 140-42-42.6E (西ふ頭東端)

(2) 41-46-30.0N 140-43-01.5E

(3) 41-46-21.6N 140-43-11.2E (若松ふ頭西端)

備 考 上記(2)付近に黄色灯(毎4秒1せん光)付浮標設置
警戒船配備

港長が許可した船舶は除く

海 図 W6

出 所 函館港長



6年374項 北海道南岸 — 函館港、第4区及び第5区 救難訓練

下記区域で、回転翼航空機による救難訓練が実施される。

期 間 令和6年7月8日、9日、17日、23日、24日

1045~1145、1400~1630

区 域 41-48-15.7N 140-41-56.3E
を中心とする半径150mの円内

備 考 吊り上げ訓練を行う

海 図 W6

出 所 函館航空基地



6年375項 北海道南岸 — 恵山岬東南東方 射撃訓練

下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

期 間 令和6年7月12日(予備日 11日) 0900~1700

区 域 41-43.0N 141-29.4E
を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗を掲揚

海 図 W10-JP10

出 所 海上保安庁警備救難部



6年376項 北海道南岸 — 恵山岬東南東方 射撃訓練

下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

期 間 令和6年7月14日(予備日 15日) 0900~1700

区 域 41-43.0N 141-29.4E
を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗を掲揚

海 図 W10-JP10

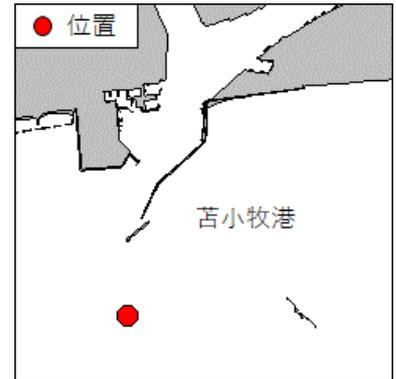
出 所 函館海上保安部



6年377項 北海道南岸 — 苫小牧港、第3区 海洋調査

下記位置で、作業船による海洋調査が実施される。

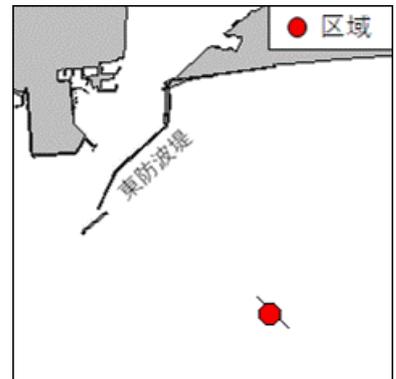
期 間 令和6年7月7日～12日のうち1日間 日出～日没
 位 置 42-36-14N 141-37-07E
 備 考 停船して観測機器を垂下する
 警戒船配備
 海 図 W1033A-JP1033A
 出 所 苫小牧港長



6年378項 北海道南岸 — 苫小牧港、第4区 シーバース灯一時休止

下記区域のシーバース灯は、定期検査に伴い一時休止され、仮灯が設置される。

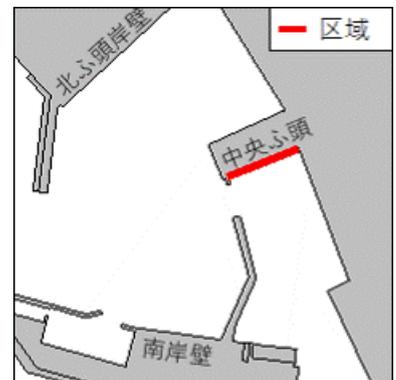
期 間 令和6年7月15日～26日
 名 称 苫小牧港出光興産シーバース灯
 区 域 下記地点付近
 42-36-15N 141-38-40E
 仮灯灯質 黄光 毎4秒に1せん光（主灯1基及び副灯4基）
 備 考 期間中、モーターサイレンは休止される
 海 図 W1033A-JP1033A
 参照書誌 411 0097番
 出 所 室蘭海上保安部



6年379項 北海道南岸 — 浦河港 潜水作業

下記区域で、潜水士による岸壁点検作業が実施される。

期 間 令和6年7月16日～31日（予備日 8月1日～30日） 日出～日没
 区 域 下記2地点を結ぶ線上付近
 (1) 42-09-52.7N 142-46-19.5E
 (2) 42-09-51.4N 142-46-15.2E
 備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚
 海 図 W30（浦河港）
 出 所 浦河海上保安署



6年380項 北海道南岸 — 釧路港 港湾施設調査

図に示す区域で、作業船及び潜水士による港湾施設調査が実施されている。

期 間 令和6年9月15日まで 日出～日没
 備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚
 海 図 W31-JP31
 出 所 釧路港長



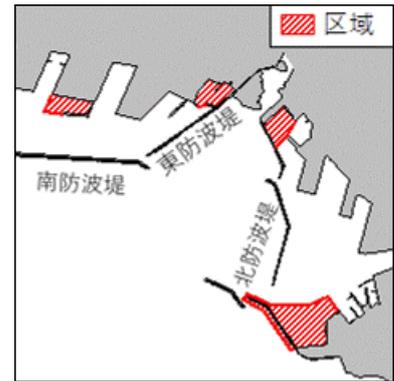
6年381項 北海道南岸 — 釧路港 深浅測量

図に示す区域で、作業船による深浅測量が実施されている。

期 間 令和6年9月15日まで 日出～日没

海 図 W31-JP31

出 所 釧路港長



6年382項 北海道東岸 — 知床岬付近 射撃訓練等

下記区域で、巡視艇による射撃訓練及び照明弾発射訓練が実施される。

期 間 令和6年7月17日（予備日 18日）0900～1800

区 域 44-25.3N 145-32.5E

を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗掲揚

海 図 W42

出 所 根室海上保安部



6年383項 北海道北岸 — 宗谷岬南東方 水路測量

下記区域で、作業船による水路測量が実施される。

期 間 令和6年7月17日～31日のうち7日間 日出～日没

区 域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 45-16-10.0N 142-14-16.2E (岸線上)

(2) 45-16-33.9N 142-14-59.3E

(3) 45-10-50.2N 142-21-19.9E

(4) 45-10-28.2N 142-20-40.2E (岸線上)

備 考 作業中、白赤白の燕尾旗掲揚

海 図 W1040

出 所 第一管区海上保安本部



6年384項 北海道西岸 — 稚内港 水路測量

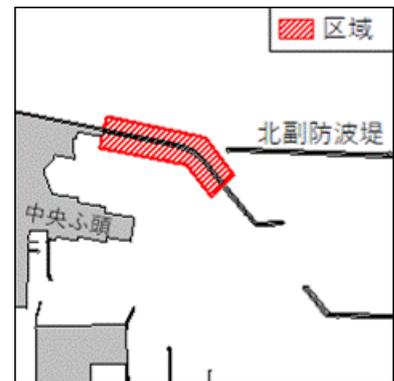
図に示す区域で、作業船による水路測量が実施される。

期 間 令和6年8月1日～31日 日出～日没

備 考 測量中、白紅白の燕尾旗掲揚

海 図 W1041 (分図「内港」)

出 所 第一管区海上保安本部



6年385項 北海道西岸 — 礼文島、上泊埼南方 魚礁設置作業

下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施されている。

期 間 令和7年1月10日まで

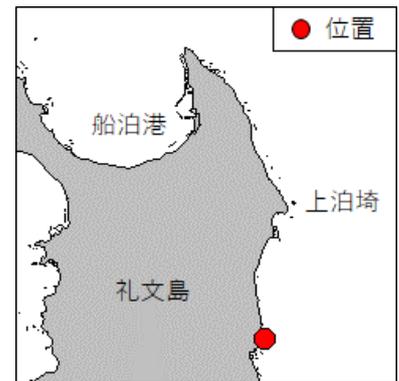
区 域 下記地点付近

45-23-35N 141-03-35E

備 考 囲い礁（高さ約2.2m、28基）及び石材（大割石）を設置

海 図 W1043

出 所 第一管区海上保安本部



6年386項 北海道西岸 — 利尻島、杓形港北方 魚礁設置作業

下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施されている。

期 間 令和7年1月10日まで

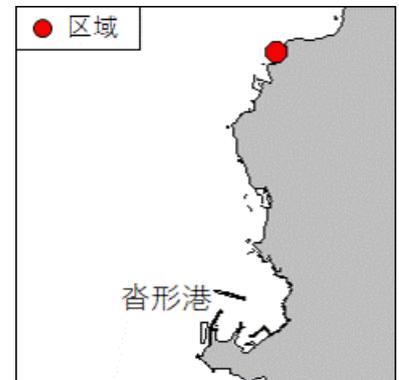
区 域 下記地点付近

45-13-21N 141-08-25E

備 考 六脚ブロック（高さ約3.0m、47基）を設置

海 図 W21

出 所 第一管区海上保安本部



6年387項 北海道西岸 — 増毛港 魚礁存在

図に示す区域に、魚礁が存在する。

海 図 W40A (増毛港)

出 所 第一管区海上保安本部



6年388項 北海道西岸 — 石狩湾港及び付近 観測機器設置

下記位置に、観測機器が設置される。

期 間 令和6年7月10日～12月28日（予備日を含む）

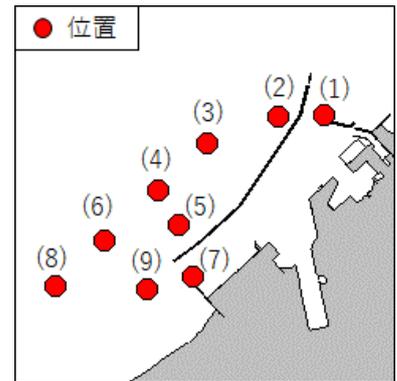
位 置 下記9地点

- (1) 43-13-25.1N 141-17-36.1E
- (2) 43-13-23.9N 141-16-55.2E
- (3) 43-13-06.1N 141-15-52.1E
- (4) 43-12-36.0N 141-15-08.3E
- (5) 43-12-13.2N 141-15-27.6E
- (6) 43-12-03.3N 141-14-20.7E
- (7) 43-11-39.7N 141-15-40.4E
- (8) 43-11-33.6N 141-13-37.5E
- (9) 43-11-30.8N 141-14-58.9E

備 考 観測機器は、赤白旗、レーダー反射器及び黄色灯付浮標で標示
期間中、作業船及び潜水士による設置、点検、撤去作業を実施
潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚及び警戒船配備

海 図 W7-W28

出 所 石狩湾港長



6年389項 北海道西岸 — 小樽港、第2区 掘下げ作業

図に示す区域で、掘下げ作業及び深浅測量が実施される。

期 間 令和6年7月15日～10月10日 0800～1700

備 考 作業区域内に、汚濁防止フェンス設置

海 図 W5

出 所 小樽港長



6年390項 北海道西岸 — 奥尻島、奥尻港 物揚場改良工事

下記区域で、潜水士による物揚場改良工事が実施されている。

期 間 令和7年2月18日まで

区 域 下記2地点を結ぶ線上付近

- (1) 42-10-52.1N 139-31-18.8E
- (2) 42-10-52.9N 139-31-16.0E

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚
警戒船配備

海 図 W32 (分図「奥尻港」)

出 所 第一管区海上保安本部



6年391項 北海道西岸 — 松前小島西方 魚礁設置作業等

下記区域で、作業船による魚礁設置作業及び水路測量が実施される。

期 間 令和6年7月15日～10月30日

区 域 下記地点付近

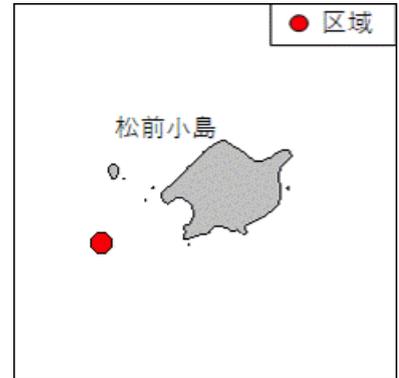
41-21-07N 139-47-03E

備 考 角型魚礁(高さ 3.0m、2段組、69基)を設置

測量中、白紅白の燕尾旗掲揚

海 図 W10-JP10

出 所 第一管区海上保安本部



6年392項 本州東岸 — 尻屋埼東方 射撃訓練

下記区域で、自衛艦による水上射撃、対空射撃及び対潜ロケット射撃訓練が実施される。

期 間 令和6年7月17日、19日、22日～24日、26日、30日

(予備日 16日、18日、21日、27日) 0600～1900

区 域 41-20-10N 142-29-47E

を中心とする半径15海里の円内

海 図 W43

出 所 防衛省海上幕僚監部



6年393項 本州北西岸 — 龍飛埼西南西方 射撃訓練

下記区域で、自衛艦による水上射撃、対空射撃及び対潜ロケット射撃訓練が実施される。

期 間 令和6年7月17日、19日、22日～24日、26日、30日

(予備日 16日、18日、21日、27日、31日) 0600～1900

区 域 40-55-09N 139-04-48E

を中心とする半径10海里の円内

海 図 W43

出 所 防衛省海上幕僚監部

